

# 公共下水道におけるディスポーザ排水処理システム取扱要領

平成11年4月1日決裁  
(最終改正 平成30年3月27日決裁)

(目的)

第1条 この要領は、ディスポーザ排水処理システム（以下「システム」という。）の設置及びその取扱いについて必要な事項を定めることにより、システムの適正な維持管理を図り、公共下水道の機能を保全することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) システム 生ゴミをディスポーザによって破碎し、これを排水処理槽で処理するもの又は機械的な装置により固液分離し処理するもので、その排水を公共下水道に排除する機器の総体をいい、公益社団法人日本下水道協会の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成25年3月）」に基づき同協会の製品認証を受けたものをいう。
- (2) 製造者 システムを製造する者をいう。
- (3) 販売者 システムを販売する者をいう。
- (4) 使用者 次に掲げる者で、システムの維持管理の最終的な責任を負う者をいう。
  - ア 独立建築物の所有者又は賃借人
  - イ 集合建築物の所有者、賃借人又は管理組合等
  - ウ その他システムの維持管理の最終的な責任を負う者
- (5) 申請者 システムを設置しようとする者
- (6) 申請書 金沢市公共下水道条例（昭和43年条例第25号。以下「条例」という。）第5条及び金沢市公共下水道条例施行規程（平成13年公営企業管理規程第2号）第4条第1項に基づき、公営企業管理者（以下「管理者」という。）に提出する申請書をいう。

(申請の義務)

第3条 申請者は、申請書のほか、次の各号に掲げる書類を添付して管理者に申請しなければならない。

- (1) システムの認定書の写し
- (2) 機器の構造、性能を示す仕様書の写し
- (3) 維持管理業務委託契約書の写し
- (4) 維持管理計画に関する書類の写し
- (5) その他当該機器が認定要件に適合しているか判断するために必要な資料

(維持管理に関する遵守事項)

第4条 使用者は、システムの維持管理に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 専門の維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結すること。
- (2) 管理者に提出した申請書に基づき、適正な維持管理を行うこと。
- (3) 維持管理業務委託契約に基づき、専門の維持管理業者が実施する保守点検に関する記録等（水質検査結果を含む）を3年間保存し、管理者が必要があると認めるときは、これらの資料を提出すること。
- (4) 管理者が必要があると認めるときは、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第13条に基づく立入検査等の措置に応じること。
- (5) その他管理者が行う維持管理に関する指導に協力すること。

(製造者及び販売者の責務)

第5条 製造者及び販売者は、申請者及び使用者に対し、前条で規定する維持管理に関する遵守事項への協力を説明し、その理解を得るよう努めること。

(使用者の地位の承継)

第6条 使用者は、システムを有する建築物の譲渡等があったときは、適正な維持管理を行うことの地位を承継しなければならない。

(排除の制限)

第7条 管理者は、システムの維持管理状況により、公共下水道への排除が公共下水道の損傷若しくは機能を阻害するおそれがあるとき又は公共下水道の管理上必要があると認めるときは、条例第8条の2及び法第38条の規定により、使用者に対し、排除の制限又は当該システムに必要な措置を命ずることができる。

(管理台帳の整備)

第8条 管理者は、申請書により確認したシステム設置物件に関する管理台帳を整備保管する。

附 則 (省 略)